

市の財政状況について <導入資料>

1 歳出：予算の使いみち（一般会計） 【財政読本P7】

- (1) 市民一人当たり 42 万 5 千円
→ 人口 145 万人を乗じると、6,170 億円
- (2) 内訳
- ・保健・医療・福祉 28% (1/4)
 - ・道路・公園の整備等 15%
 - ・子育て支援・学校教育等 24% (1/4)

2 歳入（一般会計） 【財政読本P3】

- (1) 年度内の歳出は、当該年度の歳入で賄わなければならない（財政の大原則）
→ 歳入が確実に見込まれる範囲内で、歳出の内容・額を決めます。
→ 予算は、歳入＝歳出となります。
- (2) 内訳
- ・市税 47%
 - 市民税・固定資産税など
 - ・国・県支出金 20%
 - ・市債 12%
- } 別紙「事業費の財源内訳例」を参照
- 学校や公園などの施設を整備するための借金

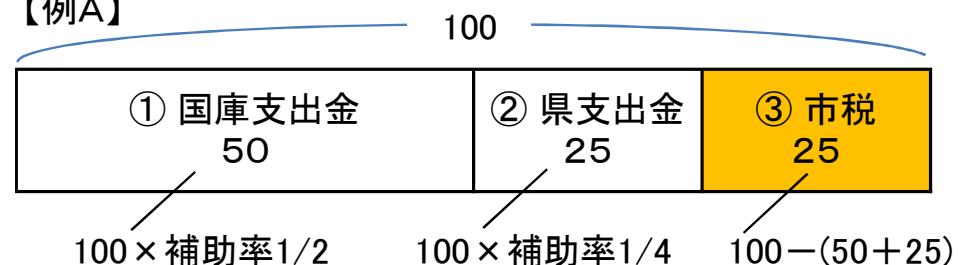
<ポイント>

- ※ 「国庫支出金」や「県支出金」、「市債」は、特定の事業（それぞれの補助要件等に該当する事業）に使うことを前提に、一定のルール計算で入ってくる歳入（特定財源）です。
→ つまり、このような事業については、一定規模の歳入（特定財源）がルール上は確保されます。
- ※ 市税等、使途が特定されておらず、幅広く使える歳入を「一般財源」といいます。
- ※ 「一般財源」の見込みが、財政運営上、重要な要素となります。**

事業費の財源内訳例

「国庫支出金」や「県支出金」、「市債」には、様々なメニューがあり、それぞれ対象事業となる要件や補助率等が定められています。

【例A】



<解説>

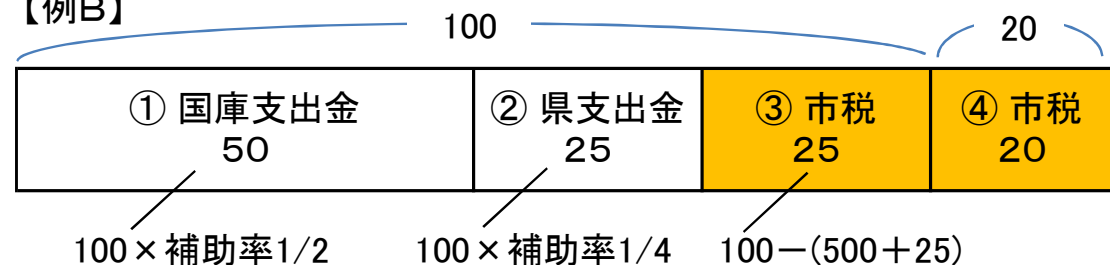
◎事業費100のすべてが、国庫支出金・県支出金の対象となるケース

①国庫支出金の補助率が、1/2の場合 → $100 \times 1/2 = 50$

②県支出金の補助率が、1/4の場合 → $100 \times 1/4 = 25$

③事業費100から、国庫支出金50と県支出金25を除いた残りの25を市税で賄う
→ $100 - (50 + 25) = 25$

【例B】



<解説>

◎事業費120の一部(20)が、国庫支出金・県支出金の対象とならないケース

①～③ 【例A】と同じ

④国や県の補助要件にあてはまらない部分の20については、全額市税で賄う

【例C】

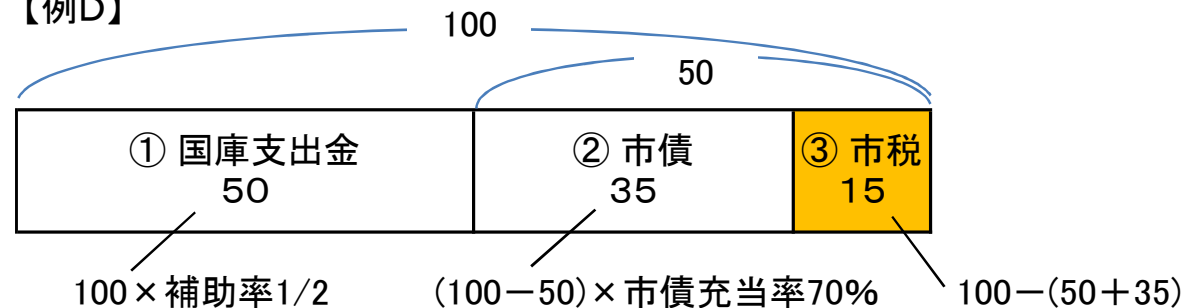


<解説>

◎事業費100のすべてが、国庫支出金・県支出金の対象とならないケース

①国や県の補助要件にあてはまらないものは、全額市税で賄う

【例D】



<解説>

◎事業費100のすべてが、国庫支出金の対象となり、残りの50に市債が充てられるケース

①国庫支出金の補助率が、1/2の場合 → $100 \times 1/2 = 50$

②事業費100のうち、国庫支出金50を充てた残りの50が、市債の対象(市債充当率70%)の場合
→ $(100 - 50) \times 70\% = 35$

③事業費100から国庫支出金50と市債35を除いた額を市税で賄う → $100 - (50 + 35) = 15$

<市債とは？>

- ・ 学校や公園などの施設を整備するための借金です。(例えば、30年間で返済します。)
- ・ 施設を整備した年度の市民だけがその費用を負担するのではなく、その施設を使う将来の市民にも平等に負担してもらうために、市債を発行(借金)します。
→ 例えば、市債を30億円充てられる整備費を、市債を使わずに整備年度の市税のみで負担すると、単年度で30億円の市税を使いますが、市債を活用し、30年間で借金を返済することで、毎年度1億円ずつの市税負担となります。

「歳入・歳出の推移及び収支推計（一般財源ベース）」のポイント

※ 一般財源・・・・・・・・市税等、使途が特定されておらず、幅広く使える歳入

【過去】

A H15～H25の過去10年間は、歳入が歳出を上回り、黒字を確保することができました。

B 過去10年間、黒字を確保できたのは、行財政改革により扶助費等の増加分を人件費の削減等に対応したことが大きな要因です。

※ 扶助費・・・・・・・・生活に困っている人や、子育てをしている世帯、障害者や高齢者などの生活を社会全体で支えるための経費

【現在】

C H24頃から扶助費等の増加分をカバーすることが難しくなってきています。また、H26においては、国から示された本市の普通交付税及び臨時財政対策債の額が予算額を約67億円下回る（169億円→102億円）など、本市の財政状況は厳しさを増しています。

普通交付税・臨時財政対策債の 減理由 1

- ※ 普通交付税・・・・・・・・どの地方自治体においても、標準的な行政サービスを提供できるように、（一般財源）財源が不足する地方公共団体に対して、一定のルールで国が交付するもの
- ※ 臨時財政対策債・・・・・・・・国の予算において普通交付税が不足する場合に、その代わりとして市が発行する特別な市債（一般財源）

【将来】

D 収支推計では、市税等について一定の増収を見込んでいますが、普通交付税及び臨時財政対策債が期待できないことから、当面は歳入全体が増加しづらい状況にあります。

※ 市税等の増収により、「標準的な行政サービスを提供するための財源」が増えるため、国が交付する普通交付税額等が減少してします。

普通交付税・臨時財政対策債の 減理由 2

E また、扶助費等の社会保障関係経費は今後も増加することが見込まれていますが、これまでと同様のペースで人件費の削減を進め、これに対応することは難しい状況となっています。

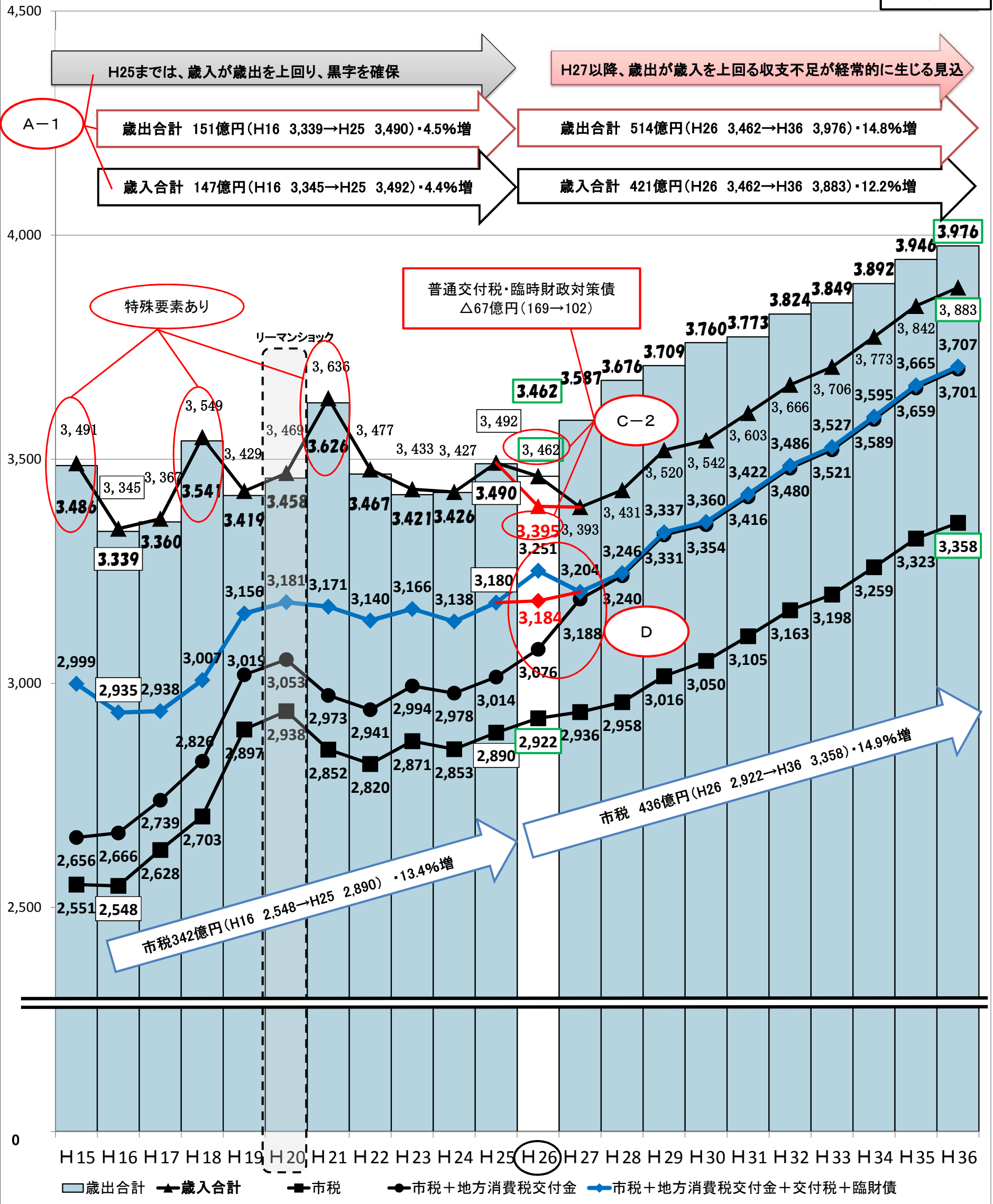
F このような状況を今回作成した収支推計に反映したところ、「一定の経済成長と職員削減などを見込んだケース」においても、H27～H36の10年間で1,633億円の収支不足が生じることが見込まれます。

今回、市民の皆様にご意見を伺いながら策定する「新たな総合計画」においては、多額の収支不足が見込まれる極めて厳しい状況のもと、「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底などにより、必要な政策・施策の推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立を図ることが必要となっています。

(単位:億円)

歳入・歳出の推移及び収支推計 (一般財源ベース)

資料3-2
グラフ1



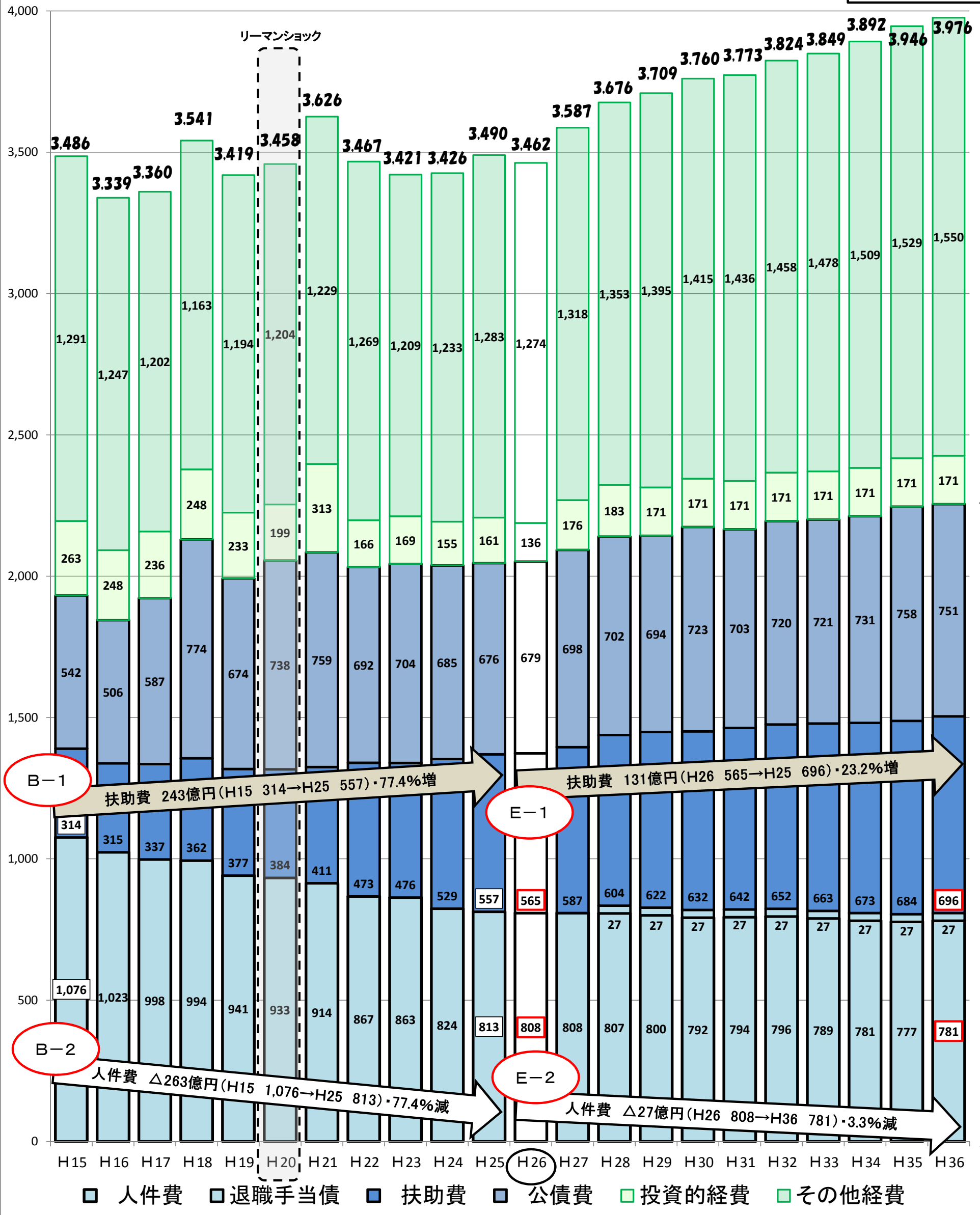
過去10年間の決算 **A-3** 【H15~H25の収支(黒字)累計82億円】

今後10年間の収支推計 **C-1** 【H27~H36の収支不足額累計1,633億円】 **F**

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
歳入合計	3,491	3,345	3,367	3,549	3,429	3,469	3,636	3,477	3,433	3,427	3,492	3,462	3,393	3,431	3,520	3,542	3,603	3,666	3,706	3,773	3,842	3,883
歳出合計	3,486	3,339	3,360	3,541	3,419	3,458	3,626	3,467	3,421	3,426	3,490	3,462	3,587	3,676	3,709	3,760	3,773	3,824	3,849	3,892	3,946	3,976
収支差額	5	6	7	8	10	11	10	10	12	1	2	0	▲194	▲245	▲189	▲218	▲170	▲158	▲143	▲119	▲104	▲93
市税	2,551	2,548	2,628	2,703	2,897	2,938	2,852	2,820	2,871	2,853	2,890	2,922	2,936	2,958	3,016	3,050	3,105	3,163	3,198	3,259	3,323	3,358
市税+地方消費税交付金	2,656	2,666	2,739	2,826	3,019	3,053	2,973	2,941	2,994	2,978	3,014	3,076	3,188	3,240	3,331	3,354	3,416	3,480	3,521	3,589	3,659	3,701
市税+普通交付税+臨時財政対策債+地方消費税交付金	2,999	2,935	2,938	3,007	3,156	3,181	3,171	3,140	3,166	3,138	3,180	3,251	3,204	3,246	3,337	3,360	3,422	3,486	3,527	3,595	3,665	3,707

(単位:億円) 歳出の内訳の推移及び収支推計 (一般財源ベース)

資料3-2
グラフ2



※H27～H36の収支推計は、一定の経済成長と職員削減などを見込んだケース
 ※職員削減による人件費の減少傾向を表すため、H28以降にも退職手当債が
 H26予算・H27見込と同額の27億円発行できるものとして表記している